

業務再点検結果報告

部署名	農村振興局農村政策部中山間地域振興課		
部署の業務内容	・中山間地域振興施策の企画・立案	・中山間地域等直接支払制度	・バイオマス関連事業の実施

項目		対応	点検結果の概要
総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	○	<p><意見交換会等> 地方公共団体や農業関係団体等の政策提案会(19年度24件に出席)、意見交換会等を実施。</p> <p><対話集会の開催> 関連事業他部局と協力し、全国9カ所程度で一般の方、自治体、民間事業者等を対象(一カ所150-200人程度)とした対話集会を開催。</p> <p><HP・メールマガジンを活用した積極的な情報の提供等> メールマガジンで行事、取組事例等を約590市町村へ配信し、掲載内容についても意見を頂き編集の参考としている。</p> <p><現地調査等の出張時における地域住民との意見交換> 出張先の集落の地域住民(1集落2名程度)との意見交換も丁寧に行っている。</p>
	国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	○	<p><取組の評価> ・政策説明会、意見交換会等において、地元の参加者から、本省職員との意見交換、現地での各種事業の事例紹介、各種政策の執行状況、各種事業の情報交換等を行うことは非常に有意義である旨の発言や後日お礼の連絡を受ける事が多々ある。 ・今後、更にこのような取組の拡充と充実を図って行く。</p>
苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	<p><従来、苦情、要請等への対応については、> ・苦情、要請内容の十分な実態確認と迅速な対応、「たらいまわし」にならないよう気をつける。 ・内容や相手の態度如何に関係なく誠意を持って丁寧な対応 ・対応のやり取りについて記録し、担当者間で情報の共有化を行って来た。</p>
	苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	○	<p><今回の緊急提言を機会として、> ・苦情、要請内容の十分な実態確認と迅速な対応 ・「たらいまわし」をしない具体的な対応方法として、転送先が不明な場合は、電話を一旦切り担当を調べてから連絡をする。 ・電話による苦情、要請は、課内共有フォルダーによる課全体で情報を共有する。</p>
	そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	×	<p>・出張時における苦情・要請等の対応として課内会議における出張の概要報告 ・ノーツ「照会・意見」に係る照会への回答及び意見について、</p>
	対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	—	<p>課内で情報の共有化。 等のルールを更に具体化し、課内周知を図った。</p>

基本的な視点

政策の目的・効果に関する説明

<p>国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。</p>	<p>○</p>	<p>《政策目的等の説明を行い、その結果を反映するための取組》 <意見交換会等> 地方公共団体や農業関係団体等の政策提案会(19年度24件に出席)、意見交換会等を実施。</p>
<p>政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。</p>	<p>○</p>	<p><対話集会の開催> 関連事業他部局と協力し、全国9カ所程度で一般の方、自治体、民間事業者等を対象(一カ所150-200人程度)とした対話集会を開催。</p>
<p>国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。</p>	<p>○</p>	<p><HP・メールマガジンを活用した積極的な情報の提供等> メールマガジンで行事、取組事例等を約590市町村へ配信し、掲載内容についても意見を頂き編集の参考としている。</p>
<p>政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。</p>	<p>○</p>	<p><現地調査等の出張時における地域住民との意見交換> 出張先の集落の地域住民(1集落2名程度)との意見交換も丁寧に行っている。</p>
<p>そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。</p>	<p>×</p>	<p>《政策目的等の説明等の結果を施策への反映》 当課で所管している事業等については、農水省政策評価基本計画等に則り、毎年度適切に政策評価を実施している。</p>
<p>ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。</p>	<p>—</p>	<p>また、バイオマス関連事業については、学識経験者等で構成している中立的な第三者機関(バイオディーゼル燃料アドバイザー委員会等計3委員会)において、実施状況の点検、事業効果の評価を行い、その提言等については、事業管理等において反映している。(各委員会ごとに毎年1回開催)</p>
<p>説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。</p>	<p>×</p>	<p>さらに、中山間地域等直接支払制度については、学識経験者等で構成する第三者機関(中山間地域等総合対策検討会)において、政策の効果や実施状況等について意見等を聴取(年2~3回程度開催)するとともに、その際検討した資料及び議事録について農林水産省のHPで全て公表し、また、頂いた意見等については、適切に反映するよう努めている。</p> <p>特に、中山間地域等総合対策検討会の構成員については、国民各層(学識経験者、ジャーナリスト、消費者、経済界、地方行政担当者等)を代表する幅広い分野の構成、長期間に渡る委員、委員人数等の見直しを3月に行ったところである。 なお、今回の見直しに際し構成員から、適切な対応である旨の発言を受けている。</p>

業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定の分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定の分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	○	・中山間地域等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域を対象とした補助事業等の企画及び執行等 ・公益法人の指導・監督業務(社団法人地域資源循環技術センター)	
	業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	○	・中山間地域等の振興は、直接的に都市住民の利益につながるものではないが、国土保全等の観点から国民全体の利益につながるものであり、広く国民の理解を得て進めるものであるとの認識を常に持つようにしている。 更に、緊急提言を受けて、再度各自の業務、班の業務と消費者の利益の関係について再確認を行った。	
	現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	○	・中山間地域等に限定した事業を行っていることから、消費者である都市住民から事業の必要性等の理解が得られないおそれがある。	
項 目		対応	点 検 結 果 の 概 要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	×	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	—	
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	—	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。	—	
		部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）	—	
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。	—	
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。	—	
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	—	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	—	
第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	—			
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないとされているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にはないか。	○	・バイオマス関連事業の採択時における、飼料・堆肥の製造計画の確認について、食の安全に関する指導を行った。	

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映	兼業農家が耕作を止める場合、空き家や農地を国や地方公共団体が借り上げる等して管理・活用するようにできないか。	/	・新たな定住者の受入れ施策として空き家等荒廃家屋を貸し出すための整備に対して助成を可能とした。
	中山間地域等直接支払制度を利用している優良団体の例について	/	当省HPIにおいて公開している取組事例、実施状況等を紹介。
		/	